

特集：よくわかる！改正公益通報者保護法の解説 2

通報後1年以内の懲戒処分は通報を理由とみなす

公益通報者保護法の一部を改正する法律案が国家に提出された。改正ポイントの1つに公益通報後1年以内にされた労働者の解雇などの懲戒処分について、企業が立証できない場合は、通報を理由とみなす「立証責任の転換」がある。弁護士の山岸純氏に改正法の内容について解説いただく。

データファイル	◆「2025年度連合の重点政策」を政府に要請 24 選択的夫婦別氏制度をただちに導入を <small>連合公表資料より</small>
好評連載	◆日々去来～全国ハローワーク探訪～ [850] 40 地域に必要とされるハローワークを目指して <small>滋賀・大津公共職業安定所 西田善則</small>
	◆ジョブ型時代の職務分析のススメ [26] 44 ジョブ型人事（職務給）の企業事例⑩ <small>特定社会保険労務士 永田幸江</small>
	◆わかりやすい賃金制度の話 [6] 51 賃金体系・賃金テーブルを決める <small>特定社会保険労務士 今井洋一</small>
	◆職場トラブル解決のヒント！ [133] 60 体調不良社員への対応どうする？ <small>弁護士 岸田鑑彦</small>

ニュース	妥結額は1万9342円、アップ率は5.38%（経団連が大手の賃上げ回答状況（第1回集計）を公表／1人平均賃金改定額は1万7505円（中労委・賃金事情等総合調査）／大学生の就職率は98.0%と高水準を維持（今春大学等卒業者の就職状況調査） 22 <small>< Labor Radar vol.160 > 30</small>
労務相談室	改正育介法の「意向聴取・配慮」／「周知・意向確認」と何が異なるのか ... 62
読者アンケート 43
編集後記 64